

令和4年第4回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会 (開議)

令和4年12月16日(金) 9時30分宣告

1. 出席議員

1番	岡田	智子	6番	大江	寿	12番	前田	芳樹
2番	牧野	牧子	8番	菊地	政文	13番	石田	茂春
3番	藤野	定幸	9番	西尾	幸太郎	14番	高宮	陽一
4番	齋藤	則子	10番	池田	賢治	15番	米澤	壽重
5番	田中	一隆	11番	安部	大助	16番	池田	信博

1. 欠席議員 7番 村上 謙 武

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池田 高世偉	地域振興課長	宇野 慎一
副 町 長	大庭 孝久	上下水道課長	村上 和久
教 育 長	野津 浩一	建設課長	田中 文男
代表監査委員	嶽野 正弘	施設管理課長	増本 直行
総務課長	佐々木 千明	危機管理室長	齋藤 和幸
会計管理者	濱田 勉	水産振興室長	橋本 博志
財政課長	石田 寛弥	都市計画課長	石田 傑
税務課長	金井 和昭	総務学校教育課長	吉田 隆
町民課長	井崎 理恵子	社会教育課係長	野津 哲志
保健福祉課長	野津 千秋	布施支所長	山根 淳
住民福祉担当課長	広江 和彦	五箇支所長	藤野 一
環境課長	原 秀人	都万支所長	砂本 進
商工観光課長	鳥井 登	中出張所長	茶山 宏
農林水産課長	河北 尚夫		

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 村上 克樹 事務局長補佐 山本 幸子

1. 議員提出議案の題目

発議第4号 電気・ガス料金の値上げ及び物価高騰等による町民生活に対する支援を求める
重要決議

議事の経過

○議長（池田信博）

ただ今から本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開催します。

（本会議休憩宣告 9時30分）

（全員協議会開会宣告 9時30分）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（全員協議会閉会宣告 11時00分）

（本会議再開宣告 11時00分）

日 程 第 1. 委 員 長 報 告

「委員長報告」を行います。

各常任委員会の審査に付した町長提出議案の、議第83号から議第94号までの補正予算案12件、条例関係と契約の締結等16件、指定管理者の指定について5件、並びに継続審査となっている各委員会の調査事項を一括して議題といたします。

ただ今、議題となりました件に関して、所管の委員会における審査の経過及び結果等について、委員長の報告を求めます。

はじめに、総務教育民生常任委員長：6番 大江 寿 議員

○6番（大江 寿）

総務教育民生常任委員会の報告を申し上げます。

委員会は会期前の11月29日、会期中の12月14日、15日と3日間開催いたしました。

まず、一般会計及び各特別会計補正予算についてです。各庁舎、各公共施設の光熱水費補正がございました。世界的情勢の影響による物価高騰から各庁舎や各公共施設の光熱水費、防犯灯などの光熱費が当初の見込みから大幅に値上がりしたことで、増加分を補正予算で対応するものであります。

委員からは「節約の効果はないのか」などの意見がありましたが、執行部からは「今回の光熱水費の高騰は節約の問題ではなく、基本が上がっているため補正予算で対応することにした」との回答でございました。

委員会としては、物価や光熱水費の高騰は分かります。しかし、節約していく姿勢は忘れないように励んでいただきたいと指摘しました。今後予定される値上げをある程度見込んだ予算編成を要望しておきたいと思います。

次に、県立高校施設（隠岐水産高校寄宿舎）整備事業についてです。

寄宿舎整備に着手している間の共同下宿が課題となっていたが、ホテルMIYABIに協力いただくことになり、備品を整備するものであります。9月議会でも指摘しましたように、生徒の受け入れに支障をきたさないように要望いたしました。

次に、所管の調査事項についてです。旧CTU建物活用事業の状況についてでございます。旧CTU建物を用地取得交渉材料から除外したことで、委員会では今後の建物活用方法についての方向性を執行部に確認いたしました。4月からの利用開始を目指して改修工事をし、町の施設として貸し出すということでありましたが、委員からは「交渉材料として買った建物をいつまでも持つておくのもどうか」「改修を急がずに旧CTU建物をどうするのかを再検討するべき。場合によれば改修を先延ばしにしてもよいのではないか」などの意見があり、今後も引き続き慎重に対応するよう指摘いたしました。

付託案件は全て全会一致で「可決」でありました。

所管の調査事項は、引き続き調査・研究してまいります。

以上で、総務教育民生常任委員会の報告を終わります。

○議長（池田信博）

次に、産業建設常任副委員長：8番 菊地 政文 議員

○8番（菊地政文）

産業建設常任委員会委員長報告を行います。

常任委員会の開催日ですが、11月7日、29日、12月2日、14日、15日の5日間でありました。付託案件18件は別紙のとおりでした。

審査の結果、付託案件18件は全て全会一致で原案通り「可決すべし」とした。

審査の経過及び主な意見、指摘事項等について議第110号から議第113号「観光施設指定管理者の指定について」ですが、宿泊観光施設の「羽衣荘」、「ホテル海音里・深浦ログハウス」、「あいらんどパークホテル、コテージ、ログハウス」の3施設の指定管理者の指定に関

し、担当課に委託先選定に関する選定理由及び指定管理料の算定基準、施設の管理計画等について説明を求めた。委員からは「今後20年30年、これらの施設の長寿命化を図りながら指定管理を続けていくのか」「同じ宿泊施設で指定管理料をとっていないケースもあり一貫性が見られないが、町の指定管理に関する考えは」などの質問が出た。それに対し「施設の今後の運用に関しては、長寿命化計画と並行して、施設の譲渡・売却について関係部署と協議しながら準備を進めている」また、「指定管理料に関しては指定管理運用ガイドラインの中に明確な基準が規定されていないことが要因であり、今後しっかりと庁内協議を進めていく」との説明があった。

ジオパーク中核・拠点施設の指定管理に関しては、「自然館の展示内容が魅力に欠け、その結果、児童生徒のリピーターが減っているのではないか」「観光客、島民にとって利便性があり、魅力を感じる施設とはなっていないのではないか」「PR不足ではないか」など委員からは管理運営に関する面で改善、工夫を要する旨の多くの意見が出た。

これらの意見に対し、担当課より「自然館の展示・企画のあり方については、研究員、施設職員と共に魅力アップに繋がる取り組みに力を入れていく」また「学校教育や社会教育の面でも、ジオパーク施設の利用を促す働き掛けやPRについて、更なる努力が必要であるとの認識を持ち今後も努力していく」との説明があった。

委員会としては、隠岐の島町観光協会と（一社）隠岐ジオパーク推進機構がもっと連携を図る必要があるとの指摘をした。

所管の調査事項についてですが、これは五箇支所ですが、隠岐温泉 GOKA、隠岐郷土館、五箇創生館等の施設管理運営について隠岐温泉 GOKA では近年、泉源の揚げ湯量の減少や湯温の低下傾向が見られており、現状を把握するために第2泉源の予備調査を実施した。

調査の結果、今後も泉源を維持していくためには、井戸の詳しい現状把握と対策工事等の必要性の有無を判断するために、本格的な調査が今後必要であるとの説明を受けた。

しかし、当該施設に関しては未だ将来的な泉源の利用方針は明確に示されておらず、井戸の本格的な調査、改修工事を行う前に、隠岐温泉 GOKA の施設運営に関する十分な協議と、住民への説明が不可欠といえる。

隠岐郷土館、五箇創生館エリアの観光施設の現状の課題と改善案及び今後の事業計画等に関して、隠岐郷土館及び五箇創生館運営委員会での協議内容について説明を求めた。支所長より、当該委員会での協議内容及び五箇創生館をメインとした今後の施設運営事業等について、資料の提示と詳細な説明があった。

今後の方向性としては観光面だけではなく、地域住民が何度も足を運びたいくなる魅力ある観光エリア作りを目指し、特に五箇創生館については企画展示の充実を図るだけでなく、ミニシアターを活用した隠岐の歴史や文化、自然などの情報発信機能を有する施設となるよう、施設設備の改修等も含め、コンテンツの充実を図っていくとの方針内容であった。

特定地域づくり事業、商工観光課です。本町では令和4年3月18日に、地元の4事業者が参加し「隠岐の島町地域人材づくり協同組合」を設立し、特定地域づくり事業の取り組みがスタートしたところであり、その後の事業の進捗状況について担当課に説明を求めた。

令和4年9月30日派遣事業届出書が受理され、派遣労働者の募集、雇用を開始できる状況となったが、12月現在地域マネージャー、マルチワーカーの雇用は0人である。

マルチワーカー（派遣職員）の募集については、年度内に3人の採用を目標に各種求人サイトに求人情報を掲載し募集を行っており、また隠岐4島の特定地域づくり事業協同組合が連携し、12月11日に東京で合同就職フェアを開催し、4島が連携した募集活動を行うなど、事業の推進に取り組んでいる。

本町では、地域マネージャーについては、地域おこし協力隊員に協力を求める予定であり、12月20日に地域おこし協力隊企画推進会議の場において、募集等の説明と意向確認を行う予定であることなどの説明を受けた。

以上で、産業建設常任委員会委員長報告を終わります。

所管の調査事項については、議会閉会中も継続して調査、研究をおこないます。

終わります。

○議長（池田信博）

以上で、「委員長報告」を終わります。

日 程 第 2. 討 論

「討論」を行います。

町長提出議案の議第83号「令和4年度隠岐の島町一般会計補正予算（第5号）」についてから同意第1号「隠岐の島町教育委員会委員の任命同意について」までの34件、及び本日の議事日程第1で行いました委員長報告について、一括して討論に付します。

まず、原案に「反対者」の発言を許します。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「反対討論なし」と認めます。

次に、原案に「賛成者」の発言を許します。

(「なし」の声を確認)

「賛成討論なし」と認めます。

ほかに、討論はありませんか。

以上で、「討論」を終わります。

日 程 第 3. 採 決

「採決」を行います。

この採決は、起立によって行います。

はじめに、町長提出議案の議第83号「令和4年度隠岐の島町一般会計補正予算(第5号)」についてを採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第83号は、原案のとおり「可決」されました。

次に、議第84号「令和4年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)」から、議第94号「令和4年度隠岐の島町上水道事業会計補正予算(第2号)」までの11件を一括して採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第84号から議第94号までの11件は、委員長報告とおり「可決」されました。

次に、議第95号「隠岐の島町地区集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例」から議第102号「隠岐の島町職員の高齢者部分休業に関する条例」までの8件を一括して採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第 95 号から議第 102 号までの 8 件は委員長報告とおりに「可決」されました。

次に、議第 103 号「公有水面埋め立てに係る意見について」及び議第 104 号「町道路線の認定、変更、廃止について」の 2 件を一括して採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第103号及び議第104号の2件は、委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第105号「工事請負変更契約の締結について〔林道横尾北山線災害復旧工事〕」から、議第107号「工事請負変更契約の締結について〔公共下水道管路布設(有木8工区)工事〕」までの3件、及び議第115号「物品購入契約の締結について〔学習者用・指導者用タブレット端末購入〕」の1件、計4件を一括して採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第 105 号から議第 107 号、及び議第 115 号の 4 件は、委員長報告とおりに「可決」されました。

次に、議第108号「損害賠償の額を定め和解することについて」及び議第109号「訴え提起前の和解(即決和解)について」の2件を一括して採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第108号及び議第109号の2件は、委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第110号「指定管理者の指定について〔隠岐の島町交流宿泊施設〕」から議第114号「指定管理者の指定について〔隠岐の島町隠岐島石油類備蓄施設〕」までの5件を一括して採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第110号から議第114号までの5件は、委員長報告のとおり「可決」されました。

最後に、同意第1号「隠岐の島町教育委員会委員の任命同意について」を採決します。

本案を、原案のとおり同意することに賛成の方は起立を願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

よって、同意第1号は、原案のとおり「同意」することに決定しました。

以上で、「採決」を終わります。

日 程 第 4. 議員提出議案の上程及び審議

「議員提出議案の上程及び審議」を行います。

お手元に配付のとおり、1件の議案が議員提案されました。隠岐の島町議会会議規則第14条の規定により、議員提案の要件を満たしていますので議題といたします。

「提案理由の説明」を行います。

発議第4号「電気・ガス料金の値上げ及び物価高騰等による町民生活に対する支援を求める重要決議」について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

9番：西尾 幸太郎 議員

○9番（ 西 尾 幸 太 郎 ）

それでは、発議第4号「電気・ガス料金の値上げ及び物価高騰等による町民生活に対する支援を求める重要決議」について、決議案の読み上げにより提案理由の説明といたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、町民の暮らしと町内事業所では大きな影響を受けましたが、各事業所には事業継続助成金、雇用維持助成金、全町民に対しては物価高騰に対する支援など、町執行部の迅速な対応に対し、心より敬意を表するものであります。

しかしながら、出口の見えないコロナ禍において、来年度からは電気料金・ガス料金の値上げや生活用品の更なる値上げ、本町では一般廃棄物処理手数料・し尿処理手数料の値上げなど町民の生活は一段と厳しくなり、回復しつつある地域経済や消費も落ち込むことが想定されます。

国や島根県においては、物価高騰に対する支援策等は打ち出しているものの、事業所や低

所得者、子育て世帯など生活困窮者に限られており、町民全体には支援が届いていないのが現状であります。

本町においては、安心出来る暮らしと生活を守り、地域経済の活性化のためにも電気・ガス・ガソリン・灯油・水道・廃棄物処理手数料など公共料金の増額や、更なる物価高騰による町民生活にも十分に留意していただき、減免措置や更なる支援施策を求めるものであります。

以上です。

○議長（池田信博）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

「質疑」を行います。

発議第4号について、質疑はありますか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「質疑なし」と認めます。

次に、「討論」を行います。

討論はありますか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「討論なし」と認めます。

「採決」を行います。

採決は、起立によって行います。

発議第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起立全員 ）

起立「全員」であります。

したがって、発議第4号は原案のとおり「可決」されました。

以上で、「議員提出議案の上程及び審議」を終わります。

日 程 第 5. 委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件

「委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件」を議題とします。

お手元に配付いたしましたとおり、各常任委員長及び特別委員長から、隠岐の島町議会会議規則第75条の規定に基づく、閉会中の継続審査及び調査の申し出がありました。

お諮りします。

これを閉会中の継続審査及び調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認めます。

したがって、各常任委員長及び特別委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

以上で、「委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件」を終わります。

日 程 第 6. 議員派遣の件

「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。

お手元に配付のとおり、議員派遣を行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認めます。

したがって、議員を派遣することに決定いたしました。

以上で、「議員派遣の件」を終わります。

以上をもって、本定例会に提出された議案は継続審査となった案件を除き、全て議了いたしました。

会議を閉じます。

令和4年第4回隠岐の島町議会定例会を閉会します。

(閉 会 宣 告 11時26分)

以 下 余 白